平成２７年（フ）第４８号
山形県酒田市広野字中通２番地
債務者　大川　　格
1　決定年月日時　平成27年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　東海林正樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年12月21日午後３時
5　免責意見申述期間　平成27年11月10日まで
山形地方裁判所酒田支部

平成２７年（フ）第２０８号
福井市春山２丁目３番４号　サカエビル205
債務者　沖崎　正人
1　決定年月日時　平成27年９月11日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　安部　　剛
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年11月24日午前11時15分
5　免責意見申述期間　平成27年11月10日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第２０９号
福井県越前市幸町５番６号
債務者　清水　泰子
1　決定年月日時　平成27年９月11日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岩本　雄太
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年11月24日午前10時45分
5　免責意見申述期間　平成27年11月10日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１６７号
山梨県笛吹市石和町唐柏147番地　荻野住宅11号
債務者　岩下　麻子
1　決定年月日時　平成27年９月10日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高橋　由美
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年12月18日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成27年11月10日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１９３号
奈良県桜井市大字谷1224番地　Ａ棟101
債務者　大谷　友香
1　決定年月日時　平成27年９月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　谷野　智彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年11月24日午後１時10分
5　免責意見申述期間　平成27年11月10日まで
奈良地方裁判所

平成２７年（フ）第１７８号
愛媛県松山市東石井６丁目14番20号　ビッグバン和光２　801号
債務者　東山　幸令
1　決定年月日時　平成27年９月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　五十嵜　元
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年12月17日午後１時20分
5　免責意見申述期間　平成27年11月10日まで
松山地方裁判所民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２７年（フ）第４４号
青森県三沢市平畑２丁目１番96号　伊吹貸家、旧住所青森県八戸市大字白銀町字浜崖７番地７、青森県八戸市柏崎１丁目２番１号ドエル柏Ａ号
債務者　沢田　　航
1　決定年月日時　平成27年９月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月２日まで
青森地方裁判所十和田支部

平成２７年（フ）第１４６号
千葉県八街市八街ほ175番地33　フラッツＰ201
債務者　遠藤　　蓮（旧名由依）
1　決定年月日時　平成27年９月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月２日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２７年（フ）第１６６号
千葉県佐倉市上志津1825番地29　サンパレス101
債務者　永谷ウンベルトこと　ＮＡＧＡＹＡ　ＲＩＮＣＯＮ　ＨＵＭＢＥＲＴＯ
1　決定年月日時　平成27年９月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月２日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２７年（フ）第１７２号
千葉県印旛郡栄町竜角寺台５丁目７番８号
債務者　広瀬　利男
1　決定年月日時　平成27年９月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月２日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２７年（フ）第１７３号
千葉県成田市加良部２丁目１番地１（９棟403号）
債務者　杉山　睦子
1　決定年月日時　平成27年９月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月２日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２７年（フ）第１７６号
千葉県印旛郡栄町安食3544番地３
債務者　伊藤　智江
1　決定年月日時　平成27年９月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月２日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２７年（フ）第１７８号
千葉県八街市榎戸407番地159
債務者　浅野　　弘（旧姓埋橋）
1　決定年月日時　平成27年９月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月２日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２７年（フ）第１７９号
千葉県白井市富士184番地の17
債務者　石山　克美
1　決定年月日時　平成27年９月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月２日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２７年（フ）第１８６号
千葉県成田市本城141番地１（旭ルーミー成田15号館102）
債務者　田中美由紀（旧姓斉藤）
1　決定年月日時　平成27年９月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月２日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２７年（フ）第１９４号
千葉県成田市玉造３丁目１番地（６棟405号）
債務者　野尻　初恵
1　決定年月日時　平成27年９月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月２日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２７年（フ）第１６９号
高知市高須３丁目６番22号
債務者　小川　浩平
1　決定年月日時　平成27年９月10日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月２日まで
高知地方裁判所破産係